

知多市監査委員公告第6号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき知多市監査基準に準拠して監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和8年9月18日

知多市監査委員 市 原 健太郎

同 林 正 則

記

1 監査の種類及び実施日

財政援助団体等に対する監査

令和8年9月17日

2 監査の対象期間及び対象事業

令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

知多市勤労文化会館指定管理に係る事業

3 監査の対象団体及び所管部署

対象団体 知多市勤労文化会館運営共同事業体

所管部署 健康文化部生涯学習スポーツ課

4 監査の着眼点（評価項目）

財政援助団体等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に執行されているか。また、施設の管理運営が、条例、基本協定書等に基づき適正に執行処理されているか。

5 実施内容

監査対象の団体及び所管部署から必要な資料の提出を求め関係書類を審査し、説明を聴取した。

6 監査の結果

事業報告及び関係書類を監査した結果、施設の管理運営は、条例、基本協定書等に基づき、おおむね適正に執行処理されていることを確認した。

7 監査意見

所管部署においては、指定管理者との緊密な連絡体制を維持するとともに、計画的かつ適切な指導・監督を実施し、指定管理施設の効率的な管理運営に努められたい。